

(照会先)
社会保険業務センター
企画調整課 井上、佐野
電話直通 3595-2679(9月14日(水))
電話直通 5344-1109(9月15日(木)以降)

平成17年9月14日
社会保険庁

船員保険料告知額の算出誤りについて

1 事象の概要

船舶所有者に告知する保険料には、一般保険料（医療保険部分）、災害保険料（災害補償部分）及び特別失業保険料（失業補償部分）の船員保険料と、厚生年金保険料があり、毎月、船舶所有者毎にその月に納付すべき保険料の計算を行い、告知している。

今般、災害の頻度等に応じて特別の保険料率が適用されるべき船舶所有者の中で、過去に2回以上名称変更等が行われ、かつ、口座振替以外の方法で保険料の納付を行う者にかかる船員保険料の計算処理において、一般の災害保険料率及び特別失業保険料率による計算が行われ、告知した額に過不足が生じているケースがあることが、船舶所有者からの照会により判明した。

2 事象の原因

船員保険料は、船舶所有者が納付する厚生年金保険料と併せて算出していることから、平成16年10月からの厚生年金保険料率の引上げ（13.58%→毎年0.354%引上げ）によるシステム変更において船舶所有者に関する保険料計算処理プログラムの修正も行ったが、この際、船員保険料の計算処理プログラム部分において、災害保険料率及び特別失業保険料率の読み込みプログラムの一部に誤りを生じさせたことが原因である。

3 対象船舶所有者数等

7件

| | | | |
|------|----|----|--------|
| 告知超過 | 1件 | 総額 | 約108万円 |
| 告知不足 | 6件 | 総額 | 約92万円 |

4 対応

- (1) プログラム修正については早急を実施。
- (2) 過不足のある保険料を告知していた船舶所有者（7件）については、個別に連絡をとり、事情を説明したうえで、保険料の還付又は追加徴収を行うこととする。
- (3) 再発防止策として、委託業者がプログラムを作成する際に、プログラムロジック（論理）の事後検証を徹底させるとともに、テストデータのバリエーションを想定されるすべてのパターンに範囲を広げる等の対策により再発防止に努める。

《参考1》 船員に関する社会保険の適用について

| | | | | |
|-------|----------------|----------------|----------------|------------|
| | 医療保険 (業務外) | 医療保険 (業務上) | 雇用 | 年金 |
| 船員 | 船員保険 | 船員保険 | 船員保険 | 厚生年金又は共済年金 |
| 他の被用者 | 健康保険又は 共済組合 | 労災保険又は 共済組合 | 雇用保険又は 共済組合 | 厚生年金又は共済年金 |

《参考2》 保険料等の内容について

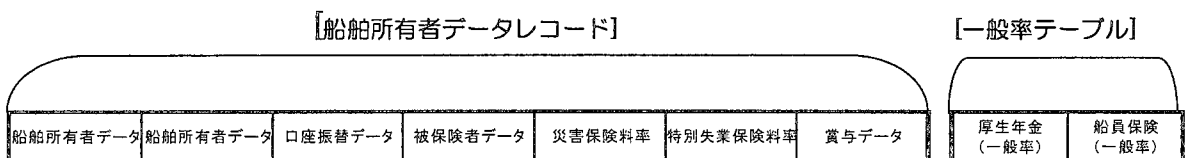
* 一般保険料
船員保険料の保険料率は、1000 分の 117 (失業保険の適用除外者 <2ヶ月以内の期間に限って使用する場合など> の保険料率は 1000 分の 99) である。

* 災害保険料
一定規模以上の被保険者を使用する船舶所有者については、労働災害の発生頻度に応じて、船舶所有者毎に負担すべき保険料率が決定される。

* 特別失業保険料
船舶所有者の都合による離職割合が高い船舶所有者に対して、特別に賦課される保険料であり、その離職割合に応じて保険料率が決定される。

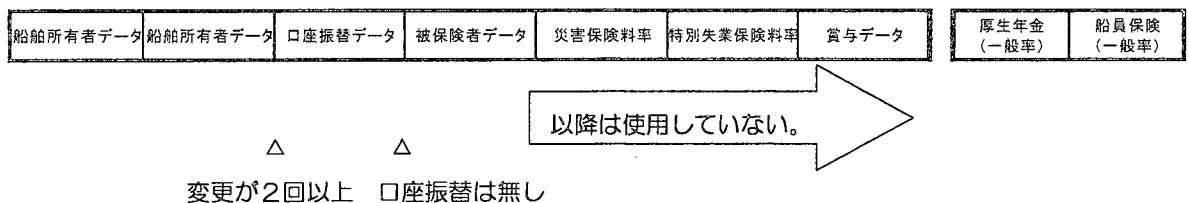
《参考3》 プログラム誤りのイメージ

(正しい処理)



※左から右にデータレコードを読み込み、保険料計算時に一般テーブルの率も参照し、船舶所有者毎の保険料総額を算出する。

(今回誤った処理)



※左から右にデータレコードを読み込んだが、当該事象のみ、災害の頻度等に応じて適用される特別の保険料率のデータを読み込まず、一般の災害保険料率及び特別失業保険料率を使用して、保険料総額を算出した。